

## 鯖江市地域公共交通活性化協議会設置要綱

## (設置)

第1条 地域公共交通の活性化および地域における旅客運送等について協議するため鯖江市地域公共交通活性化協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

## (所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律(平成19年法律第59号。以下「活性化再生法」という。)第5条第1項に規定する地域公共交通計画および同法第27条の16第1項に規定する地域公共交通利便増進実施計画(以下「計画等」という。)の作成に関する協議および計画等の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 道路運送法(昭和26年法律第183号。以下「法」という。)第9条第4項の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議すること。
- (3) 法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録(法第79条の6第1項の規定に基づく有効期間の更新の登録および法第79条の7第1項の規定に基づく変更登録を含む。)を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関する事項ならびに法第79条の12第1項第4号の規定による合意の解除に関する事項を協議すること。

## (組織)

第3条 協議会は、市長および次に掲げる委員30人以内をもって組織する。

- (1) 関係する活性化再生法第2条第2項の公共交通事業者等およびその組織する団体の代表者
- (2) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者
- (3) 道路管理者
- (4) 計画等に定めようとする事業を実施すると見込まれる者
- (5) 公安委員会および福井県警察の代表者
- (6) 住民または利用者の代表者
- (7) 学識経験者
- (8) 福井県知事の指名する職員

- (9) 国土交通省中部運輸局福井運輸支局長またはその指名する者
- (10) 鯖江市職員
- (11) 前各号に掲げる者のほか、市長が協議会の運営上必要と認める者

2 前項各号に掲げる委員は、市長が委嘱または任命する。

3 委員の任期は、2年とし、委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は再任することができる。

(その他)

第4条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(鯖江市地域公共交通会議設置要綱の廃止)

2 鯖江市地域公共交通会議設置要綱（平成19年9月26日制定）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和元年10月24日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行し、令和2年11月27日から適用する。